

○大蔵委員会

・内閣提出法律案（二件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1 ※	平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案	衆	四、 一〇、三〇	四、 一〇、三〇 (予)	四、 一二、一〇 可決	
2 ※	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	衆	一〇、三〇	一〇、三〇 (予)	一二、一〇 可決	

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、平成四年度における租税の大幅な減収等による財源不足に対処するための措置であり、その主な内容は次のとおりである。

一、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額を公債又は借入金償還財源に充てなければならないこととして、いる財政法第六条第一項の規定について、平成三年度の剰余金については、これを適用しないこととし、その全額を一般財源に充てることとする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したものうち、平成四年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、十年（五年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならぬこととする。

なお、平成三年度の剰余金は約一兆五千三百十八億円であり、また、一般会計において承継した債務等の平成四年度の償還額の

うち償還を延期するものは約五千五百八十六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の決算上の剰余金については、財政法第六条第一項の規定を適用しないこととし、その全額を不足財源に充てるとともに、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還を延期する特例措置を講じようとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、貸出しの原資となる借入金等の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引き上げるとともに、政府の追加出資規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、政府の総合経済対策に示された政府関係金融機関の活用による民間設備投資の促進及び平成五年度における日本開発銀行に対する旺盛な資金需要に適切、かつ、機動的に対処し、長期安定的な資金の供給により景気対策の効果を着実なものとするため、同行の貸付けの原資となる借入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引き上げるとともに、新たに同行に対する政府の追加出資についての規定を設け、政府が必要と認めるときは予算の範囲内で出資の追加ができることとするものである。

委員長報告

前ページ参照